

高等専門学校

①高等専門学校の概要と状況

1 高等専門学校の概要

(1) 制度創設及び経緯

昭和37年度

産業界からの強い要望に応えるため、実践的技術者を養成する高等教育機関として高等専門学校創設（昭和36年6月法律第144号）

平成3年度

高等専門学校制度の改正（平成3年4月法律第25号）（卒業生に称号（準学士）付与、分野の拡大、専攻科制度の創設）

(2) 目的

深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。

(3) 修業年限

5年、ただし商船に関する学科は5年6月

(4) 入学対象

中学校卒業者

(5) 教員組織

校長、教授、助教授、講師及び助手

(6) 教育課程等

① 一般科目と専門科目をくさび型に配当して、5年間一貫教育で、効果的な専門教育を行っている。（卒業要件単位数は、167単位以上。ただし、商船に関する学科は、147単位以上。）

② 1学級40人編成で、学年制をとっている。

(7) 称号

高等専門学校卒業生は、準学士と称することができる。

(8) 進学

高等専門学校卒業後、専攻科へ進学、大学に編入学の途がある。

2 現状

(1) 設置者別学校・学科・学級数及び入学定員等

(平成14年度)

区分	学校数	学科数	学級数	入学定員	在学学生数
計	63 (42) 校	270 学科	276 学級	10,890 人	57,349 (1,958) 人
国立	55 (39)	242	242	9,520	50,483 (1,835)
公立	5 (2)	18	23	920	4,635 (109)
私立	3 (1)	10	11	450	2,231 (14)

(注) 1. () は、専攻科を設置する学校数、又は専攻科の在学学生数で内数。

2. 在学者数は、平成14年度学校基本調査報告書による。

3. 上記の学校数、学科数及び学級数には、平成16年4月に学生受入を開始する沖縄工業高等専門学校（国立）を含み、入学定員（160人）は含まれていない。

(2) 分野別学科数・入学定員

(平成14年度)

区分	工業						商船 商船系	工業、 商船以外	合計
	機械系	電気・ 電子系	情報系	化学系	土木 建築系	その他			
学科数	60	81	45	32	39	4	5	4	270
入学定員	2,490	3,345	1,725	1,240	1,565	165	200	160	10,890

(注) 1. 「その他」とは、航空工学科、ビジネス情報工学科、デザイン工学科、インストラクタールデザイン学科である。

2. 「工業、商船以外」とは、経営情報学科、情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科及び国際流通学科である。

3. 学科数には、沖縄工業高等専門学校を含み、入学定員には含まれていない。

(3) 入学志願者数の推移

(単位：人、倍)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
入学定員	11,070	11,070	10,920	10,875	10,890
入学志願者数	23,611	24,334	24,315	22,749	21,657
志願者倍率	2.1	2.2	2.2	2.1	2.0

(注) 学校基本調査報告書による。

(4) 卒業者の進路状況の推移

区 分	9年度 (10年3月卒)	10年度 (11年3月卒)	11年度 (12年3月卒)	12年度 (13年3月卒)	13年度 (14年3月卒)
卒業生数	10,077人	9,836人	9,849人	9,833人	9,780人
就職者数	6,676人 (66.2%)	6,195人 (63.0%)	5,879人 (59.7%)	5,820人 (59.2%)	5,479人 (56.0%)
求人倍率	11.4倍	10.8倍	8.0倍	9.4倍	10.7倍
進学者数	2,926人	3,084人	3,305人	3,436人	3,628人
進学率	29.0%	31.4%	33.6%	34.9%	37.1%

(注) 1. 学校基本調査報告書による。
2. 求人倍率は、専門教育課調べ。

(5) 高等専門学校、大学及び短期大学卒業者の4月1日現在の就職状況調査の推移就職率

区 分	平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月
高等専門学校	100.0%(0.0)	100.0%(0.0)	98.3%(▲1.7)	95.7%(▲2.6)
大 学 うち	91.1%(▲0.9)	91.9%(0.8)	92.1%(0.2)	92.8%(0.7)
	国公立 93.6%(1.2)	93.1%(▲0.5)	92.9%(▲0.2)	94.8%(1.9)
私立	90.3%(▲1.5)	91.5%(1.2)	91.8%(0.3)	92.2%(0.4)
短期大学	84.0%(▲4.4)	86.8%(2.8)	90.2%(3.4)	89.6%(▲0.6)
総 計	90.5%(▲1.3)	91.5%(1.0)	92.0%(0.5)	92.5%(0.5)

(注) 文部科学省・厚生労働省調査(サンプル調査)による。

高等専門学校（学校教育法 抜粋）

1．目的規定

第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

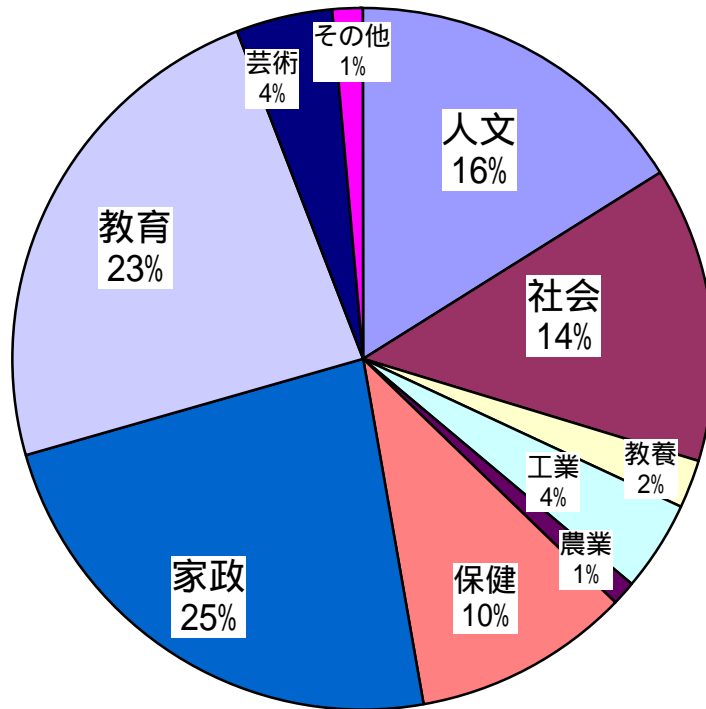
2．修業年限

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする。

3．学位、称号に係る規定

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

短期大学の分野別学生数(平成14年度)



(人)

人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	芸術	その他	合計
41,448	35,296	5,700	10,764	2,705	25,918	60,708	60,627	11,305	3,848	258,319

(学校基本調査より作成)

わが国の高等専門学校制度の変遷について

年 月	高等専門学校関係の制度改正等
<p>昭和36(1961)年 4 月</p> <p>6 月</p>	<p>工業教育を主体とする高等専門学校の創設を内容とする学校教育法の改正法案が国会に提出される。</p> <p>同法案が公布される(昭和36年法律第144号)。</p>
<p>昭和37(1962)年 4 月</p>	<p>工業高等専門学校が発足(19校 = 国立12、公立 2、私立 5)</p>
<p>昭和42(1967)年 5 月</p> <p>6 月</p>	<p>高等専門学校に商船に関する学科(修業年限は 5 年 6 月)を置くことを内容とする学校教育法の改正法案が成立する(昭和42年法律第18号)。</p> <p>商船高等専門学校が発足(5 校 = 国立 5)</p>
<p>平成 3 (1991)年 4 月</p>	<p>高等専門学校制度の改正を内容とする学校教育法の改正法案が成立する(平成 3 年法律第25号)。主な改正内容は以下のとおり</p> <p>卒業生に「準学士」の称号を与えることとした</p> <p>高等専門学校に、工業及び商船以外の分野の学科も設置できることとした</p> <p>修業年限を 1 年以上とする専攻科を新たに設置することとした</p>
<p>平成15(2003)年 7 月</p>	<p>国立大学改革の一環として、国立高等専門学校を独立行政法人に移行させることを内容とする独立行政法人国立高等専門学校機構法が成立する(平成15年法律第113号)。</p>